

○議長（小林哲雄）

日程第15 報告第7号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

説明を担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは報告第7号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定及び第22条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業の資金不足比率を別紙のとおり報告する。

平成26年9月4日提出、開成町長、府川裕一。

1枚おめくりください。1、平成25年度決算に基づく開成町健全化判断比率。単位はパーセントになります。先に備考について、ご説明をいたします。備考の（1）です。実質赤字額または連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合、「－」ですね、横棒一本で表記をしております。（2）括弧内は開成町における早期健全化基準になってございます。

それでは表に移らせていただきます。実質赤字比率は、「－」、基準値15.00、連結実質赤字比率、「－」、基準値20.00、実質公債費比率11.2、基準値は25.0、将来負担比率86.8、基準値350.0でございます。

続きまして2、平成25年度決算に基づく開成町の公営企業の資金不足比率でございます。単位は％になります。こちらにも先に備考についてご説明をいたします。（1）資金不足比率が算定されない場合は、「－」と表記をしております。（2）括弧内は開成町における経営健全化基準になってございます。

特別会計等の名称、資金不足比率の順に読み上げさせていただきます。開成町下水道事業特別会計、「－」、開成町水道事業会計、「－」。基準値はどちらも20％でございます。

次のページをお願いいたします。平成25年度開成町の健全化判断比率審査意見書になっております。この中で3番目、審査の結果というところです。健全化判断比率は、特に問題なく健全な財政運営がなされている。また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める、平成26年8月8日に監査委員から町長に提出をされております。

次のページをお願いいたします。平成25年度開成町の資金不足比率審査意見書になります。こちらにも3番目、審査の結果です。審査に付された資金不足比率は、特に問題なく健全な財政運営がなされている。また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。平成26年8月8日に監査委員から提出をされております。

それでは、内容についてご説明をさせていただきます。この報告につきましては、

平成19年6月に公布をされました地方公共団体の健全化に関する法律に基づきまして行うものでございます。同法の第3条に、健全化判断比率の公表等の規定において、地方公共団体の長は毎年度の決算の提出を受けた後に、速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにこの算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならないとされてございます。同様に、同法第22条において、公営企業における資金不足比率を監査委員の意見を付して議会に報告する旨、規定をされております。

それでは、2ページ目にお戻りいただきたいと思います。それぞれの比率について、簡単にご説明を申し上げます。また、決算書説明資料の94ページには、健全化判断比率の3カ年の増減一覧というものを提出してございますので、あわせてご覧をいただきたいというふうに思います。

1、平成25年度決算に基づく開成町健全化判断比率。実質赤字比率ですけれども、こちらは普通会計を対象としたものでございます。本町におきましては、一般会計と給食事業特別会計の2つが該当をしております。その普通会計の実質赤字額を、標準財政規模で割った率合いを％で表示するものです。説明資料の94ページの健全化判断比率対3カ年増減一覧をご覧いただきたいと思います。

平成25年度の数値はマイナス6.31％となっております。前年度と比較しますと、0.6ポイントの減となりました。以後、この一覧を使ってご説明いたしますので、本ページを開いたままをお願いをしたいと思います。また、報告書式におきましては、先ほどご報告申し上げたとおり、実質赤字が存在しておりませんので、「－」という表示になってございます。

続きまして、連結実質赤字比率です。こちらは一般会計と特別会計、公営企業会計を加えた会計、すなわち決算書に記載をされております全ての会計を対象に、実質赤字額を標準財政規模で割った率合いを％で表示をしております。こちらも増減一覧をご覧ください。平成25年度の数値はマイナス24.55％でございます。前年度と比較して、0.5ポイントの増となっております。報告書式におきましては、こちらも実質赤字の存在がございませんので、「－」という表示になってございます。

続きまして、実質公債費比率。こちらは、地方債の元利償還金だけではなくて、準元利償還金と呼ばれております特別会計への繰出金のうちの、地方債元利償還金に充てたという、認められている部分、それから、一部事務組合の負担金の中で、地方債の元利償還に充てられたという部分、こちらを標準財政規模で割った率合いを％で表示をしております。こちらも、増減一覧をご覧いただきたいと思います。平成25年度の数値は11.2％、前年度と比較して0.2ポイントの増になりました。報告書式においても、同数字を記載してございます。

将来負担比率。こちらは地方債の現在高、債務負担行為による支出予定額、公営企業等への繰出見込み額、一部事務組合の負担等の見込み額、退職手当の負担見込み額など、これより将来にわたって負担が生じるものを将来負担額ということと呼んでお

ります。この将来負担額から充当可能な基金額及び基準財政需要額参入見込み額を除いたものが分子になっております。こちらを、分母を標準財政規模で割った率合いを％で表示をしております。こちらを、増減一覧をご覧くださいますと、平成25年度の数値は86.8％、前年度と比較して、マイナス11.2ポイントの減となりました。報告書式においても、同数字を記載してございます。

2、平成25年度決算に基づく開成町の公営企業の資金不足比率になります。資金不足比率は、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の度合いを示すものということでございます。上段の下水道事業特別会計につきましては、実質収支を事業規模で割って算出し、資金不足はございませんでしたので、「－」という表示になっております。なお、参考までに、計算上はマイナスの9.7％という数字が算出をされてございます。

下段の水道事業会計は、流動資産から流動負債を引いた額を事業規模で割って算出をしております。こちらも資金不足ではありませんでしたので、「－」という表示になってございますが、参考までに、算出された数値としましては、マイナスの297.7％となっております。

報告は以上です。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ございませんか。ないようですので、報告第7号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終了いたします。